

ぷらざこむ 1 館内への広報物設置ルール

1. 広報物設置の趣旨

社会的課題に取り組む活動（ボランティア活動等）について、館内利用者へ広報するために設置の場を支援するものであることを、理解した上でご利用ください。

2. 設置の条件

※以下のすべての条件を満たす必要があります。

- ① 社会的課題に取り組む活動（ボランティア活動等）である。
- ② 申請者の主催イベント、募集の告知等のである。
- ③ 法令遵守および周辺利用者への配慮（マナー）、安全配慮すること。
※不特定多数に対して不快を与える内容および営利・政党・宗教を目的と判断されるものでないこと
- ④ 多くの不特定の市民が利用する公共の場への設置に相応しいもの（公共性のあるもの）。
- ⑤ 設置申請者の「設置者名および連絡先（問い合わせ先）」の表記あること。
※広報物に直接表記できない場合に、併設や別添等（ボランティアセンター経由とすること）は可能
- ⑥ 設置に際して設備等を破損させた場合は、すみやかに現状修復（弁償）を行い、使用後は現状回復をして、ゴミ等は残さず持ち帰ること。
- ⑦ 設置において疑問点や不明点がある場合は、「こむ1会」に確認すること。

3. 留意事項

- (ア) 【優先順位】 設置申請が複数あった場合は、優先基準は「こむ1会所属の活動」、「ぷらざこむ1を利用する活動」、「ボランティアセンター登録の活動」を優先的に（ぷらざこむ1への関連性）扱う以外は、申請書の提出順とする。
- (イ) 【設置者の責務】 設置中および設置後等で諸問題が発生した場合には、設置申請者の責任で解決を図ること。
- (ウ) 【申告許可制】 事前に申請書を提出することで、申告のみで設置できるものとします。ただし、過去に申請内容に相違や虚偽があった場合は、以後申請については運営委員会で承認が必要になることがあります。また、設置申請が却下されることもあります。
- (エ) 【問い合わせ】 広報物設置において諸問題を当事者間で解決できない場合は、中立機関として、こむ1会運営委員会に問い合わせできることとします。

4. 広報物の規格

- (ア) 広報物の大きさ ※基準サイズを超える物の場合は、別途事前に相談となります。
- チラシ：A4（29.7cm×21.0cm）程度
ポスター：最大A1（59.4 cm 84.1cm）程度
のぼり：180cm×40cm程度
- (イ) 掲示期間 ※延長が特別必要な場合は、別途事前に相談となります。
- 設置から最大60日間

ぷらざこむ 1 館内への広報物設置申請書

「ぷらざこむ 1 館内への広報物設置ルール」を理解して、設置いたします。

申請日	年 月 日 (曜日)
設置者名	

目的	※簡潔記入...「〇〇募集のため」、「〇〇イベントの告知のため」		
設置期間	年 月 日 (曜日) ~ 年 月 日 (曜日) 【 日間】		
設置場所	広報物	数量	設置場所
	のぼり	本	正面口・その他 ()
	ポスター	枚	
	チラシ	枚	
写真またはチラシ原本等を添付してください		申請書添付 ・ 別途提出	
申請時に添付できない場合（作成中など）および内容変更になった場合は、いずれも設置する前には提出すること。			
内容等の補足説明 特記事項			

申請者の連絡先 (設置者)	責任者名	
	メール	
	電話	

提出先・問い合わせ先

こむ1会 運営委員会 (メールのみ) com1kai.takarazuka@gmail.com